別紙1

令和6年度高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザー派遣事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザー派遣事業業務 委託

2 委託業務の目的

本事業では、人口減少社会が急速に進展し県内企業の労働力不足が深刻となっているなか、就労を希望する高年齢者(概ね55歳以上)や外国人材などの多様な人材の能力が活用される職場環境づくりに取り組むことによって、労働力不足の解消につなげることを目的とする。

具体的には、労働力不足の解消に取り組む県内企業に対して社会保険労務士等の専門的なアドバイザーを派遣し、企業の状況やニーズ等をふまえ、高年齢者や外国人などの多様な人材の受入れや定着支援を行うための助言・指導等をすることにより、事業所の労働力確保や生産性向上につなげる。

3 委託業務の概要

- (1)委託期間 契約締結日から令和7年3月14日(金)まで
- (2) 委託業務の内容 別添「令和6年度高年齢者及び外国人雇用に係る企業向 けアドバイザー派遣事業業務委託 仕様書」のとおり

4 契約上限額

7,669,880円【消費税及び地方消費税(税率10%)を含む】

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で 復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止要領により資格(指名)停止を受けてい

る期間中でない者であること。

- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和6年度高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザー派遣事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、総合的に勘案して最優秀提案を選定する。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合がある(提案者は、 付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができる。)。

(1)企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

- (ア) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)
- (イ)登記事項証明書(現在事項証明書又は代表者事項証明書)の写し又は 営業届証明書の写し
- (ウ) 身分証明書の写し(個人の場合のみ。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。)
- (エ)成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書の 写し(個人の場合。東京法務局発行のもの。写し可)
- (オ)(必要な場合のみ)企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が 委任されている場合は「委任状(第2号様式)」
- イ 提出期限 令和6年3月5日(火)17時必着

※FAX又はメールによる提出も可とするが、下記(2)企画提案書提出時までに原本を提出すること。また、郵便又は民間事業者による信書便の場合は、電話等により到着確認を行うこと。

- ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課
- エ 提出方法 持参又は郵便
- オ 結果通知 令和6年3月14日(木)17時までにメールまたは電話にて通知
- (2) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類及び部数

- ①企画提案書※1 8部(見積書の写しを添付すること)
- ② 見積書※ 2 1 部
- ③参考資料※3 8部
- イ 提出日 令和6年3月25日(月)17時必着
 - ※郵便又は民間事業者による信書便による場合は、電話等により到 着確認を行うこと。
- ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課
- エ 提出方法 持参又は郵便

※1 企画提案書

原則A4版・20 頁程度・文字サイズ12ポイント以上で、様式は自由とする (長辺綴じとすること)。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をすること。加えて下記項目については、企画提案書に必ず記載すること。

<企画提案書記載内容>

- ① 事業実施にあたっての基本的な考え方 三重県内企業側、高年齢者及び外国人側それぞれについての課題認識や今 後必要な取組等の見解について記載すること。
- ② 高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザーを派遣する事業所の 開拓方法

事業所を開拓する考え方や方法(周知方法を含む。)を記載すること。 また、事業所の選定方法について、三重県内の地域性・業種も考慮して提 案すること。

③ 高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザーの派遣による支援の 方法

「高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザー」の派遣による支援の方法、内容等を具体的に提案すること。

- ④ 以下のアドバイザー派遣の要件を満たしていることが確認できる資料を用意すること。
 - ・高年齢者雇用又は外国人雇用に関する知識があり、過去に高年齢者又は 外国人が働きやすい職場づくり等に関するセミナーや研修等の講師として の実績があること。
 - ・高年齢者又は外国人が働きやすい職場づくりについて助言した実績を有

すること。

なお、社会保険労務士等の資格を有する場合は合わせて記載すること。

⑤ モデル事例の周知広報

アドバイザー派遣による派遣先企業の中で、優良取組となるモデル事例を 県内企業に対して周知広報する方法を提案すること。

- ⑥ 委託業務の執行体制
 - ・業務実施スケジュール(工程表)及び進行管理
 - 業務実施体制、従事者の業務実績・経歴等

※2 見積書

委託事業の対象となる事業費は、本業務を実施するために必要な経費のうち、 受託事業者の通常業務と区分して経理することが可能な経費とします。見積書 の作成にあたっては、事業費及び消費税がわかるように区分して作成すること。

※3 参考資料

過去3年間に同様の事業実施実績があれば、「契約実績証明書」に実施年度、 事業名、契約相手先を記載して提出すること。(任意)

その他、企画提案に関する有効な資料や提案事業者の概要及びパンフレット等などがあれば、必要最小限の範囲で提出すること。

(3) 選定のための評価基準

ア 目的合致

委託目的と提案内容が合致し、目的達成のために、具体的かつ効果が高い内容が提案されているか。

イ 企画性

アドバイザーを派遣する事務所の選定及び開拓方法、アドバイザー派遣による支援の方法、モデル事例の選定及び周知広報方法等について、具体的かつ効果的な提案となっているか。

ウ実行性

企画が確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

また、業務の実行において、過去3年の間に今回の委託内容と同規模程度の 契約実績を有しているか。

工 専門性

業務の実施において、県内企業における労働力不足等をふまえ、高年齢者や

外国人材などの多様な人材の受入れや定着支援を行うための高年齢者雇用及び 外国人雇用に関する専門的な知識や実績を有しているか。また、専門的な知識や 実績に基づいて、県内企業における高年齢者雇用及び外国人雇用に関する課題や 今後の必要な取組についての見解を有しており、それが提案に反映されているか。 さらに、県内企業からの相談に対し、適切なアドバイスを実施することができ、 当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

才 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

(4)第1次審査(書面審査)の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。 審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされ た提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5)第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

- (ア) 実施日時 令和6年4月9日(火) または11日(木)(詳細は参加資格確認後に連絡)
- (イ) 実施場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部会議室

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出期限 令和6年2月26日(月)17時必着
 - ※持参、FAX又はメールにより提出すること。FAX又はメールによる場合は、電話等により到着確認を行うこと。
 - イ 提出先 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課
 - ウ 提出資料 様式任意 (規格はA4版)
 - ※タイトルは「令和6年度高年齢者及び外国人雇用に係る企業向けアドバイザー派遣事業業務委託の質問書」とし、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを明記すること。
 - エ 留意事項 質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項 に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しない。
- (2) 質問書に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年3月4日(月)17時までに三重県

ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。

企画提案コンペに参加を希望する者は、質問の有無に関わらず企画提案書等 を提出する前に当該ホームページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要となる。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」 (三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)によ る不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、 納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と 協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。
- (2) その他特記事項
 - ・提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。なお、応募書類等に記載 された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することは ない。
 - ・提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報 公開の対象となる。
 - ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を

委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるので留意すること。
- ・企画提案コンペに係る選定の効果は、令和6年度予算発効時において生じるものとする。

16 連絡先

〒514−8570

- 三重県津市広明町13番地
- 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

地域雇用・勤労者福祉班 担当:市川、三枝(みえだ)

電話番号 059-224-2461 FAX 番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp